

熊本県高等学校等学び直し支援金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、私立高等学校等に在学する生徒等に対し、学び直しへの支援に係る熊本県高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。)を交付するものとし、その交付については熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(交付の対象及び交付額)

第2条 知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等(国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人の設置する学校を除く。)の生徒等で、次の各号の全てに該当する者に対して、学び直し支援金(法第6条の規定に基づき支給される高等学校等就学支援金に相当する額。)を予算の範囲内で支給する。

(1) 日本国内に住所を有する者

(2) 法第2条に規定する高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業又は修了していない者

(3) 法第3条第2項第2号に該当する者

(4) 平成26年4月1日以降に法第2条に規定する高等学校等に入学した者(高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者であった者(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)による改正後の法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者(同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。)をいう。)に限る。)

(5) 法第2条に規定する高等学校等を退学したことがある者

(6) 学び直し支援金の支給を通算して24月以上受けていない者

(7) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者(法第3条第2項第3号に該当しない者)

(8) 学び直し支援金を支給することが、私立高等学校等における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がない者

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号)第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

3 学び直し支援金は、前2項に定める者(以下「支給対象者」という。)から学び直し

支援金の支給に必要な事務手続を委任された学校の設置者(以下「学校設置者」という。)が代理受領し、支給対象者の授業料に係る債務の弁済に充てることとする。

(交付の申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、学校設置者が行うものとし、学び直し支援金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 学び直し支援金交付申請額内訳(別記第2号様式)

(2) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる事項とする。

(受給資格認定)

第4条 学び直し支援金の支給を受けようとする者は、受給資格認定申請書(様式1)に保護者等の課税証明書等を添付し、学校設置者を通じて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された受給資格認定申請書及び課税証明書等により学び直し支援金の受給資格の認定の可否を判定し、支給額を決定する。

(収入状況の届出、支給の一時差止め)

第5条 前条第2項の規定により受給資格を有することの認定を受けた者(以下「受給権者」という。)は、収入状況届出書(様式1)に保護者等の課税証明書等を添付し、学校設置者を通じて知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受給権者は、保護者等について変更があった場合は、速やかに収入状況届出書及び課税証明書等を学校設置者に提出しなければならない。

3 知事は、前2項の規定により提出された収入状況届出書及び課税証明書等により学び直し支援金の継続支給の可否を判定し、支給額を決定する。

4 知事は受給権者が正当な理由なく収入状況届出書及び課税証明書等を提出しないときは、学び直し支援金の支給を一時差し止めることができる。

(交付の決定)

第6条 規則第6条の規定による学び直し支援金の交付決定の通知は、学び直し支援金交付決定通知書(別記第3号様式)により、学校設置者に対して行うものとする。

(交付決定の変更)

第7条 規則第7条第1項の変更事由は、学び直し支援金の交付額の算定に用いた数の変更、錯誤及び交付決定以降に生じた支給対象者の状況の変化により、学び直し支援金の交付額に変更を生じる場合とし、変更交付申請は、学び直し支援金変更交付申請書(別記第4号様式)に学び直し支援金変更交付申請額内訳(別記第5号様式)を添付し行うものとする。

2 規則第7条第3項において準用する第6条の規定による変更の決定通知は、学び直し支援金変更交付決定通知書（別記第6号様式）により、学校設置者に対して行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までにその旨を記載した書面を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、学び直し支援金に係る実績報告書（別記第7号様式）に学び直し支援金実績報告額内訳（別記第8号様式）を添付し行うものとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は学び直し支援金の交付決定のあった年度の3月15日のいずれか早い期日とする。

（交付額の確定）

第10条 規則第14条の規定による学び直し支援金の交付額の確定通知は、学び直し支援金確定通知書（別記第9号様式）により学校設置者に対して行うものとする。

（学び直し支援金の請求等）

第11条 学び直し支援金は、概算払いを行うことができるものとする。

2 学び直し支援金の交付決定を受けた学校設置者が、学び直し支援金を請求する場合は、学び直し支援金請求書（別記第10号様式）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（証拠書類の保管）

第12条 規則第23条に規定する別に定める期間は、学び直し支援金の支給の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年とする。

（雑則）

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年4月1日一部改正）

この要項は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成30年12月27日一部改正）
この要項は、平成30年12月27日から適用する。